

仕 様 書

1 件名

教総第 31 号 小中学校使用済タブレット型端末等売払業務

2 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、端末を適切に処分する必要性も極めて高い。こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3 受注条件

本件競争入札の落札者として契約するもの（以下「受注者」と言う）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。なお、入札参加申込時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。

4 業務内容

- （1） 受注者は回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を全て踏まえた上で一台あたりの単価を算出すること。
- （2） 受注者は小型家電リサイクル法において認定を受けた受注者の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化すること。
- （3） 受注者は GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「10 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。なお、児童・生徒の情報漏洩リスクを回避するためにもデータ消去作業の再委託は行わず、受注者自身が行うこと。

5 契約方法

単価契約

6 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 引渡し物品

品名及び規格	予定数量	備考
iPad 第 8 世代 32GB	6,300 台	保護フィルム貼付有
iPad 第 7 世代 32GB	7 台	
iPad 第 6 世代 32GB	165 台	
iPad 第 5 世代以前	5 台	
ロジクール RUGGED COMBO3	6,300 個	
エレコム PDA-IPAD1605	1,300 個	小学校低学年用ケース
純正ライトニングケーブル	6,300 本	TypeC to Lightning

8 予定数量・引渡し場所等

以下の内容による。なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、発注書の拠点にて確認できた実数を正として扱うものとする。また端末数と付属品の数は同数を予定数量とする。また、「電源が入らない端末」及び「画面割れの端末」等の正常に動作しない端末も総台数の 5%以内までは買取台数に含むものとする。なお、不良端末の数が全台数の 5%（小数点以下切捨て）を超える台数については、処分は実施するが、売払台数に含めないものとする。

No	学校名	所在地 (福知山市省略)	iPad (予定数量)	
			8 世代	7 世代以前
1	惇明小学校	字内記 21 番地	500	0
2	昭和小学校	字天田 118 番地	705	0
3	大正小学校	字堀 1148 番地	360	0
4	雀部小学校	字前田 1879 番地の 9	470	0
5	庵我小学校	字池部 63・64 合番地	70	0
6	修斉小学校	字半田 50 番地	375	0
7	遷喬小学校	石原一丁目 180 番地	385	0
8	上豊富小学校	字畑中 1600 番地	95	0
9	六人部小学校	字長田 232 番地	385	0
10	上川口小学校	字野花 93 番地	100	0
11	成仁小学校	中坂町 10 番地	340	0
12	桃映中学校	字堀 1691 番地	245	0
13	南陵中学校	字天田 190 番地	590	0
14	成和中学校	字新庄 603 番地	240	0
15	六人部中学校	字野花 93 番地多保市 132 番地	210	0
16	川口中学校	字野花 817 番地	55	0

17	日新中学校	字前田 35 番地の 2	605	0
18	三和学園	三和町千束 660 番地	130	0
19	夜久野学園	夜久野町高内 26 番地	145	0
20	大江学園	大江町波美 40 番地	255	0
21	福知山市役所	字内記 13 番地の 1	40	177

9 引渡しの方法

対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。受注者は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。なお、運搬においても認定計画に基づく回収を行うこと。また、受注者は、対象品の運搬に必要な梱包資材を事前に各引渡し場所へ配布すること。

10 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 小型家電リサイクル法を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により専用ソフトを用いた消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は 2mm を目安に粉砕処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (4) データ消去作業については情報漏洩リスクの観点から再委託は行わず受注者自身が行うこと。また、受注者は信頼性の担保された ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングにて保有していること。
- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) GIGA スクール端末を再使用する場合は、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

11 完了報告及び買受金額の確定

買受人は、全ての作業が完了した後、速やかにデータ消去完了証明書及び買受金額の確定に関する書類を提出しなければならない。売払人は、買受人より提出を受けたデータ消去完了証明書の内容確認をもって、当該端末のデータ消去作業の履行確認とする。

また、買受金額は、回収実績およびデータ消去作業実績に基づく確定数量に、契約時点における単価を乗じて算出された金額をもって確定とする。

12 買受金額の支払い

受注者は、発注者が買受金額の請求書を発行した日から起算して 30 日以内に、発注者へ買受代金を支払うこととする。

12 損害賠償責任の所在

作業にあたって諸物品もしくは建造物に破損・紛失等の損害を与えた場合や、職員、従業員もしくは第三者の間に損害を与えた場合には、速やかにその損害の補償・賠償を行うものとする。

13 その他

仕様書に定めのない事項が発生した場合は、双方協議の上で決定する。

14 問合せ先

福知山市教育委員会事務局 教育総務課 教育環境推進係 志馬

(TEL : 0 7 7 3 - 2 4 - 7 0 6 1、FAX : 0 7 7 3 - 2 4 - 4 8 8 0)